

令和4年9月
浜田市議会定例会議議案
(議会追加提出分)

令和4年9月29日

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議付議事件（追加）

議 案

発議第 11 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を
求める意見書について

発議第 11 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の
創設を求める意見書について

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 9 月 29 日 提出

福祉環境委員会

委員長 小 川 稔 宏

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の 創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話により脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能の低下につながるのではないかと考えられています。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たりおおむね 10 万円から 20 万円であり、保険適用ではないため全額自己負担となります。

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により 1 割負担、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約 9 割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っています。

補聴器の更なる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられます。

よって、国においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 29 日

浜 田 市 議 会